

情報産業労働組合連合会 共済事業規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、情報労連規約第11条第2項に基づき定める。

2 情報産業労働組合連合会（以下「情報労連」という）は、情報労連規約第6条第4号に定める組合員・退職者の会会員ならびに家族の福利厚生を目的とし、各種共済に関する事業（以下「労連共済」という）を行う。

(名称と運営)

第2条 前条の目的を達成するための組織を情報産業労働組合連合会共済事業本部（略称「労連共済本部」）といい、その事業の運営は情報労連中央執行委員会のもとに行う。

(事 業)

第3条 労連共済は、第1条に掲げる目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 公益共済事業

- ① 年金共済
- ② 疾病保障付生命共済のうちの生命共済部分
- ③ 自然災害見舞金

(2) 退職者共済事業

- ① 生命共済、医療保険

(3) 収益共済事業

- ① 疾病保障付生命共済

(事務所の所在地)

第4条 労連共済本部の事務所は、東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地 ワテラストワー
ー16階に置く。

第2章 契 約 者

(契約者の資格)

第5条 労連共済の契約者となる資格は、情報労連加盟の組合員等および退職者の会会員とする。
(以下、総称して「組合員」という。)

(加入等の手続き)

第6条 各種共済への加入等は、各共済の規程等に基づき所定の手続きを行うこととする。

(加入資格の喪失)

第7条 加入資格は、次の事由によって喪失する。

- (1) 情報労連加盟単組を脱退した組合員、または除名されたとき

- (2) 退職者の会を脱退したとき
- (3) 死亡および共済掛金3ヵ月分を滞納したとき
- (4) 規約第8条による場合

(事業の阻害行為)

第8条 労連共済本部は、組合員が労連共済事業を阻害、または信用を失わせる行為をしたときは、役員会・情報労連中央執行委員会の議を経て、当該組織に対し除名等の申請をすることができるものとする。

第3章 役員

第9条 労連共済本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 ——— 1名
- (2) 副本部長 ——— 若干名
- (3) 事業部長 ——— 1名
- (4) 事業部次長 ——— 若干名
- (5) 幹事 ——— 若干名
- (6) 監査 ——— 3名

(役員を選出)

第10条 本部長は、情報労連中央執行委員長がこれにあたる。

- 2 役員については、本部長が指名し総会の承認を得る。
- 3 監査は、情報労連中央本部会計監査から1名、NTT労組監査員から2名それぞれの組織から推薦し、総会で承認を得る。

(役員を補充)

第11条 労連共済本部役員または監査のうち、定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、前任者の任期満了の翌日から起算する。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前項の定めにかかわらず、前任者の残存期間とする。
- 3 役員任期は、その満了日がその日の属する事業年度の総会日と異なるときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお、役員として職務を行う。
- 4 役員が任期の満了または辞任によって退任した場合において、役員定数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就任するまでの間は、なお、役員としての職務を行うことができるものとする。

(役員責任)

第13条 役員は、法令、規約および総会の決議を遵守し忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員解任)

第14条 役員は、総代の5分の1以上の請求により、任期中でも総会において解任することができる。

2 前項の定めによる請求は、解任の理由を記載した書面を労連共済本部に提出しなければならない。

3 労連共済本部は、前項の定めによる書面の提出があったときは、総会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(本部長、副本部長、事業部長、事業部次長および幹事)

第15条 役員は、本部長、副本部長若干名、事業部長、事業部次長および幹事とする。

2 本部長は、労連共済本部を代表し、労連共済の事業を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐してこの業務を遂行し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

4 事業部長は、労連共済の業務を統括する。

5 事業部次長は、事業部長を補佐してこの業務を執行し、事業部長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員会)

第16条 役員会は、本部長、副本部長、事業部長、事業部次長、幹事および監査代表をもって構成する。

2 役員会は、本部長が招集する。

3 本部長は、役員が役員の3分の1以上の同意を得て、また監査が監査全員の同意を得て、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して役員会の招集を請求したときは、その請求があった日から原則として7日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議決事項)

第17条 役員会の議決事項は次のとおりとする。

(1) 財産・業務の執行に関する重要事項

(2) 総会の招集・付議事項

(3) 規約・規程等の制定・改正等

(4) その他必要事項は、役員会運営規程で定める

(役員会の議決方法)

第18条 役員会は、役員の3分の2以上が出席しなければ議事を議決することができない。

2 役員会の議決は、出席した役員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長が決する。

3 役員会の議長は、本部長があたる。ただし、本部長不在の場合は、副本部長があたる。

4 役員会において労連共済本部と役員の関係について議決する場合には、その役員は役員会の議決に加わることができない。

- 5 役員会において議決する場合には、議長および前項で定める役員は出席した役員の数に参入しない。
- 6 議長および役員会において選任した役員2名は、役員会の議事について議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名捺印しなければならない。

(書面による役員会への出席)

第19条 役員は、役員会の議決としてあらかじめ通知のあった事項について書面をもって議決権を行使できる。

- 2 前項の定めにより議決権を行使するものは、出席とみなす。
- 3 第1項により議決権を行使するものは、役員会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を記載した書面に署名または記名捺印したものを封筒に封入し、役員会の開催までに本部長に提出しなければならない。

(規約等の備え付けおよび書類の提出)

第20条 役員は、事業規約、総会の議事録、組合員名簿、その他労連共済本部の財産および業務の執行について重要な事項を記載した書類を事務所に備えておかなければならない。

- 2 前項の組合員名簿には、組合員の氏名、住所、加入年月日を記載しなければならない。
- 3 役員は、通常総会の会日の7日前までに事業報告書、貸借対照表、損益計算書、付属明細書および剰余金処分案または欠損金処理案を監査に提出し、かつこれを事務所に備えておかなければならない。
- 4 前項で定める事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 組合員数の増減
 - (2) 役員、職員等の組織の現状
 - (3) 財産の概況
 - (4) 事業の概況
 - ① 当該事業年度における事業の種類ごとの実績
 - ② 設備投資の状況
 - (5) 通常総会の議決
 - (6) その他必要な事項
- 5 第3項で定める付属明細書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 資本および借入金の状況
 - (2) 固定資産等の状況
 - (3) 担保権の設定および保証債務の状況
 - (4) 各種引当金の状況
 - (5) 組合と役員間における取引の状況
 - (6) 役員報酬の明細
 - (7) 事業経費の明細
 - (8) 事業種別の損益の明細

- (9) その他必要な事項
- 6 労連共済本部の債権者は、第1項および第3項の書類の閲覧を求めることができる。
ただし、労連共済本部は、正当な理由がある場合には、当該閲覧を拒否することができる。
- 7 役員は、第3項の書類を提出するときは、監査の意見書を添付しなければならない。

(監査)

- 第21条 監査は、毎事業年度の財産および役員の執行状況を2回以上監査しなければならない。
- 2 監査は、前項の監査をおこなったときは、意見を付した監査報告書を作成し総会に報告しなければならない。
- 3 第1項の監査をおこなったときおよび必要があると認めるときは、情報労連中央執行委員会および役員会に出席して意見を述べなければならない。
- 4 監査についての規程の制定、変更および廃止は監査が行い、総会の承認を受けなければならない。

第4章 総会

(総会の設置)

- 第22条 労連共済本部の議決機関として総会を置く。

(総会の定数)

- 第23条 総会は、総代、退職者共済代表、労連共済本部役員および監査をもって構成する。

(総代の選挙)

- 第24条 総代は、情報労連定期全国大会代議員選出基準に基づき選出された代議員とする。
- 2 臨時総会が招集された場合は、直近の情報労連定期全国大会の代議員とする。

(通常総会の招集)

- 第25条 本部長は、毎事業年度終了日の後の情報労連定期全国大会にあわせて通常総会を招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

- 第26条 本部長は、役員会において総会の議決をしたときは、臨時総会の招集をしなければならない。
- 2 本部長は、総代が5分の1以上の同意を得て、総会の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して招集を請求したときならびに総代が第14条1項の定めるところにより役員の解任を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(監査の総会招集)

- 第27条 役員の職務を行う者がいないときは、総会の招集は監査が行う。
- 2 監査は、前条第2項の請求があった場合において、役員が正当な理由がないにもかかわらず、総会手続きをしないときは総会を招集しなければならない。

3 監査は、労連共済の財産の状況または業務の執行について不正があったことを発見した場合において、これを総会に報告する必要があると認めるときは、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続き)

第28条 通常総会の招集は、会日の1ヵ月前とし、臨時総会の招集は会日の少なくとも20日前までに、目的とする事項、日時および場所を書面により通知して行う。

(総会の会日の延長)

第29条 総会の会日は、総会の議決により続行し、または延期することができる。この場合においては前条の定めは適用しない。

(総会の議決事項)

第30条 規約に特別に定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 毎事業年度の事業計画の設定および変更
 - (2) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、付属明細書および剰余金処分案または欠損金処分案
 - (3) 借入金額の最高限度
- 2 総会においては、前項の定めにより、あらかじめ通知した事項のみ議決する。ただし、この規約により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。

(総会の成立要件)

第31条 総会は、総代の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 前項に定める数の総代の出席がないときは、本部長はその総会の会日から20日以内にさらに総会を招集しなければならない。この場合には、前項の定めは適用しない。

(議決権)

第32条 総代は、議決権を有する。

- 2 総会においてこの労連共済本部と総代の関係について議決をする場合には、その総代は総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の議決方法)

第33条 総会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 総会の議長は、総会において出席した総代のうちから、その都度選出する。
- 3 議長は、総代として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会において議決をする場合には、議長および前条第2項に定める総代は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(情報労連全国大会の議決事項と成立事項)

第34条 次の事項は、情報労連大会で決定する。

- (1) 労連共済規約の改廃
- (2) 労連共済の解散および合併
- (3) 第3条に定める事業規程の改廃

- 2 前（２）の議決は、全国大会代議員の３分の２以上が出席し、その３分の２以上の多数で決しなければならない。

（議決権の書面または代理人による行使）

第３５条 総代は、第３０条によりあらかじめ通知のあった事項について、書面または代理人をもって議決権を行使できる。

- 2 前１項により議決権を行使する者は、出席者とみなす。
- 3 前項の定めにより議決権を行使する者は、第３０条の定めるところによりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を記載した書面に署名または記名捺印したものを封筒に封入し、総会までに労連共済本部に提出しなければならない。
- 4 代理人は、３名以上の総代を代表することができない。
- 5 前項の代理人は、代表権を証する書面をこの労連共済本部に提出しなければならない。

（総会の議事録）

第３６条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および総会において選任した総代２名がこれに署名または記名捺印する。

- （１）開催の日時および場所
- （２）総代の総数および出席総代の数
- （３）議事の経過の要領
- （４）議決した事項および賛否の数
- （５）選任した役員の氏名

（総会の運営）

第３７条 この規約に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営細則で定める。

第５章 事業の執行

（事業の報告）

第３８条 労連共済本部の執行の重要事項および事業運営状況については、必要の都度、役員会の議を経て情報労連中央執行委員会に報告し、全国大会または中央委員会ならびに総会において承認を受けなければならない。

（委員会の設置）

第３９条 事業遂行のため事業運営委員会を設置する。

- 2 事業運営委員会は、労連共済本部の本部長、副本部長、事業部長、事業部次長および本部長が必要と認めたもので構成し、労連共済本部の執行の重要事項および事業運営について審議する。
- 3 事業運営委員会で決定した事項は、役員会の議を経て情報労連中央執行委員会に報告しなければならない。

(事業年度)

第40条 労連共済本部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事業の利用)

第41条 組合員と同一の世帯に属するものは、この労連共済を利用することができる。

(共済掛金および共済金)

第42条 労連共済に係わる共済契約の共済掛金および共済金の額、共済金の額の最高限度は、共済事業の種類ごとに共済事業規程で定める。

(共済事業規程)

第43条 共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金に関し共済事業規程・細則で定めるものとする。

- 2 事業細則の設定および変更ならびに廃止に関する事項は、役員会の議を経て総会に報告する。

第6章 財 務

(財務処理)

第44条 労連共済本部は、労連共済の経理に関する規則の定めるところにより、労連共済の財務の処理を行い、財務諸表を作成する。

(経理の区分)

第45条 労連共済本部は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ共済事業については、その事業の種類ごとに収支を明らかにする。

(収支の区分)

第46条 労連共済本部は、行う事業の種類ごとに収支を明らかにする。

(他の経理への資金運用の禁止)

第47条 労連共済本部は、労連共済に関わる経理から共済事業以外の事業に関わる経理への資金を運用し、または共済事業に関わる経理に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に関わる経理に属する資金を調達してはならない。

(資産運用の原則)

第48条 労連共済本部は、資産運用について定めなければならない。

- 2 資産運用は前項の定めにもとづいて行うが、共済事業の性格によっては資産運用の規程においても定めなければならない。

(情報開示)

第49条 労連共済本部は、組合員に対して事業および財務の状況に関する情報を会計処理規則にもとづき開示しなければならない。

第7章 解 散

(解散の通知)

第50条 労連共済本部の解散が情報労連全国大会で決定された場合、遅滞なくその旨を組合員に通知し、かつ公告しなければならない。

第8章 雑 則

(広告・宣伝)

第51条 労連共済本部の広報は、ホームページ・機関紙・パンフレット等で行うとともに、情報労連加盟組合の協力を得て、各組合が発行する機関紙・誌等に掲載して行う。

(通知および催告)

第52条 労連共済本部が行う組合員に対する通知および催告は、共済加入届出の住所、または組合員が別に通知または催告を受ける場所を労連共済本部に通知したときは、その場所に宛てて行う。

(財産および業務の執行)

第53条 この規約に定めるもののほか、労連共済本部の財産および業務の執行のための手続き、その他必要な事項は規程等で定める。

付 則

(規約の執行期日)

この規約は、2000年1月1日から施行する。

この規約は、2004年9月2日から一部改正施行する。

この規約は、2006年7月20日から一部改正施行する。

この規約は、2008年7月17日から一部改正施行する。

この規約は、2009年1月1日から一部改正施行する。

この規約は、2011年1月1日から一部改正施行する。

この規約は、2011年4月1日から一部改正施行する。

この規約は、2013年8月1日から一部改正施行する。

この規約は、2019年8月1日から一部改正施行する。